

## 三重県起業支援金交付要領

### (目的)

第1条 三重県起業支援金(以下「補助金」という。)は、県外から移住し、三重県が地域再生計画に定める社会的事業の分野において、地域課題の解決に資するためにデジタル技術を活用して新たに起業する者及びSociety 5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野でデジタル技術を活用して事業承継、第二創業する者(以下「起業等」という。)に対して起業等に必要経費の一部を補助することにより、県内における創業を促進し、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

### (通則)

第2条 補助金の交付に関しては、三重県補助金等交付規則(昭和37年三重県規則第34号。以下「規則」という。)、雇用経済部関係補助金等交付要綱(平成24年三重県告示第250号)、三重県起業支援事業費補助金交付要領及び三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱(平成22年。以下「排除要綱」という。)の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

### (補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助事業者」という)は、次の各号をすべて満たすものとする。

(1) 以下のいずれかに該当する者であること。

① 令和6年4月1日以降、本事業の交付決定事業完了日までに、個人事業の開業届出又は株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人等の設立(以下「起業」という。)を行い、その代表者となる者であること。

なお、令和6年3月31日以前に設立されている法人又は開業届出がなされている個人事業主は対象外となるが、既存事業とは異なる新たな事業を行う法人等の設立、又は新たに個人として開業届出を行う者は対象となる。

② 令和6年4月1日以降、本事業の交付決定事業完了日までに、Society5.0関連事業等の付加価値の高い産業分野で地域課題の解決に資する社会的事業を事業承継又は第二創業により実施する個人事業主又は株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人等の代表者となる者であること。

(2) 中小企業者以外の者(以下「大企業」という。)から、次に掲げる出資又は役員を受け入れていない者であること。

① 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有

② 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有

③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている

(3) 補助金の申請日において、三重県外から三重県に転入後1年以内であること、又は本事業の交付決定事業完了日までに三重県外から三重県に転入する予定であること。

また、転入前1年間は県外に居住していること。

(4) 三重県に転入後5年以上継続して県内に居住する意思を有していること。

(5) 三重県内において登記または開業届出を行い、起業を行う者であること。

(6) 法令順守上の問題を抱えている者でないこと。

(7) 申請を行う者又は設立される法人の役員が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者ではないこと。

(8) 国等から起業・創業に関する他の補助金等の交付を受けていないこと。

- (9) その他、補助金を交付することについて、三重県産業支援センターが不相当と認める事由を抱える者でないこと。

(補助対象事業及び経費)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号をすべて満たすものとする。

- (1) 新たに起業する場合は、以下の全てに該当すること。

- ① 地域課題の解決を目的として、別表1に掲げる起業支援事業の対象とする社会的事業の分野のいずれかにおいて起業し、かつ、次に掲げる事項の全てに該当する事業であること。
  - ア 地域社会が抱える課題の解決に資すること。
  - イ 提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること。
  - ウ 地域の課題に対して、当該地域における課題解決に資するサービスの供給が十分でないこと。
  - エ 起業者等の生産性の向上・機会損失の解消及び顧客の利便性の向上につながるデジタル技術を活用していること。
- ② 三重県内において実施する事業であること。
- ③ 第一次産業における起業でないこと。
- ④ 公序良俗に反する事業や公的な資金の使途として社会通念上不適切であると判断される事業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第121号)第2条において規定する風俗営業等)でないこと。

- (2) 事業承継又は第二創業する場合は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 地域課題の解決を目的として、Society5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野で、起業支援事業の対象とする別表1に掲げる社会的事業の分野のいずれかにおいて事業承継又は第二創業し、かつ、次に掲げる事項の全てに該当する事業であること。
  - ア 地域社会が抱える課題の解決に資すること。
  - イ 提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること。
  - ウ 地域の課題に対して、当該地域における課題解決に資するサービスの供給が十分でないこと。
  - エ 起業者等の生産性の向上・機会損失の解消及び顧客の利便性の向上につながるデジタル技術を活用していること。
- ② 三重県内において実施する事業であること。
- ③ 第一次産業における事業承継又は第二創業でないこと。
- ④ 公序良俗に反する事業や公的な資金の使途として社会通念上不適切であると判断される事業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第121号)第2条において規定する風俗営業等)でないこと。

- 2 補助金の交付の対象となる経費は、起業者等が起業等に要する経費であって、別表2に掲げる事項のいずれかに該当する経費であること。

(補助事業期間)

第5条 補助事業期間は、三重県産業支援センターが第10条の規定による交付決定を行った日から補助事業が完了した日又は当該年度の12月27日のいずれか早い日までとする。

(補助率等)

第6条 補助率は2分の1以内とする。補助金額は2,000千円を上限とし、予算額及び交付決定額の範囲内において交付する。

(採択基準)

第7条 三重県産業支援センターは、外部有識者を含む審査委員会において、別表3に掲げる基準を総合的に勘案し、予算の範囲内で補助事業者を採択することとする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、三重県産業支援センターが別に定める期日までに、事業計画書(様式1)に下記書類を添えて、三重県産業支援センターに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書別紙(様式2)
- (2) 補足説明資料(補足説明が必要な場合に提出。任意様式)
- (3) 役員等に関する事項(様式3)
- (4) 県が賦課徴収する税(自動車税を含む。)の全てについて滞納のないことの証明書(交付申請日から6ヶ月前以内に県税事務所発行のもの。既に三重県内に居住している場合。または、三重県内において既に法人設立済または個人事業主として開業済の場合。)
- (5) 申請者の住民票又は戸籍の附票(県外の住所が確認できるもの。また、既に県内在住である場合には、その住所及び転入日が確認できるもの。交付申請日以前3ヶ月前以内に発行されたもの。写しでも可)
- (6) 住民票除票(転入前1年間は県外に居住していることがわかるもの。写しでも可)
- (7) 履歴事項全部証明書(既に法人等設立済の場合。申請日以前3ヶ月以内に発行されたもの。写しでも可)
- (8) 税務署に提出した開業届の写し(既に個人事業主として開業済の場合)
- (9) 履歴事項全部証明書(起業等をする者が既に別の法人等の役員に就任している場合。申請日以前3ヶ月以内に発行されたもの。写しでも可)
- (10) その他三重県産業支援センターが必要と認める書類

2 申請者は、前項の補助金の交付を申請するにあたっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないもの又は免税事業者、簡易課税事業者及び2割特例事業者については、この限りでない。

(補助事業の事前着手)

第9条 補助事業の着手は、原則として交付決定のあった日以後でなければならない。ただし、事業の性格上やむを得ない理由があると三重県産業支援センターが特に認めた場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により交付決定前に事業に着手しようとする補助事業者は、前条第1項の事業計画書に事前着手理由書(様式4)を添付するものとする。

(交付決定)

第10条 三重県産業支援センターは、事業計画書の提出があったときは、審査委員会を開催し、当該交付申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

- 2 三重県産業支援センターは、前項の交付決定にあたって、必要な条件を付することができる。
- 3 三重県産業支援センターは、第1項の交付決定にあたって、第8条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。
- 4 三重県産業支援センターは、第8条第2項ただし書きによる申請がなされたもの(免税事業者、簡易課税事業者及び2割特例事業者からの申請を除く。)については、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(交付決定をしない場合)

第11条 三重県産業支援センターは、前条の規定にかかわらず、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、補助金の交付の決定をしないものとする。

- (1)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)及び暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (2)暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者。

(補助事業者の義務)

第12条 補助事業者は、本要領を遵守し、善良な管理者の注意をもって補助事業を実施するものとする。

(交付申請の取下げ)

第13条 第10条の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服がある場合における、規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から14日以内とし、速やかにその旨を記載した取下届(様式5)を三重県産業支援センターに提出しなければならない。

(補助事業の変更)

第14条 補助事業者は、補助事業の内容等を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(様式6)を三重県産業支援センターに提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の人件費、事業費及び委託費の区分の配分が 20 パーセント以内の増減となる場合、補助目的の達成に支障を来すことなく、かつ事業能率の低下をもたらさない事業計画の細部を変更する場合などの軽微な変更についてはこの限りでない。

- 2 三重県産業支援センターは、前項の規定による承認にあたっては、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付し、補助事業者に通知するものとする。
- 3 補助事業者は、個人開業した場合、法人を設立した場合及び住所の変更が生じた場合等申請書の記載内容に変更が生じた場合(第1項本文の規定により承認を受けなければならない場合を除く。)には、変更届(様式7)を、三重県産業支援センターに速やかに提出しなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第15条 補助事業者は、補助事業の全部もしくは一部を中止し、又は廃止をしようとするときは、あらかじめ中止(廃止)承認申請書(様式8)を三重県産業支援センターに提出し、その承認を受けなければならない。

2 三重県産業支援センターは、前項の規定による承認に当たり、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(遅延等の報告)

第16条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、遅延等報告書(様式9)を三重県産業支援センターに提出し、その指示を受けなければならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

第17条 三重県産業支援センターは、第15条の規定による承認をした場合、又は次の各号のいずれかに該当する場合は、第10条第1項の交付の決定の全部、もしくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要領又は本要領に基づく三重県産業支援センターの処分に違反、もしくは三重県産業支援センターの指示を履行しない場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合
- (4) 補助事業者が、補助事業の完了日において県内に居住していることが確認できなかった場合
- (5) 補助事業者が、排除要綱別表に該当した場合
- (6) 国等から起業・創業に関する他の補助金等の交付を受けた場合

2 三重県産業支援センターは、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 三重県産業支援センターは、前項の返還を命ずる場合は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができるものとする。

4 第2項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から15日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴することができるものとする。

(状況報告)

第18条 三重県産業支援センターは、補助事業の適切な遂行を確保するために必要と認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況等について報告を求めることができる。

(財産の管理及び処分)

第19条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加させた財産(以下この条において「取得財産」という。)について、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和三十年法律第七十九号)第22条等の規定に基づき、善良なる管理者の注意をもって適切に管理しなければならない。

2 取得価額が1件当たり50万円以上(税抜)の取得財産については、交付決定事業終了後も一

定期間において、その処分につき三重県産業支援センターの承認を受けなければならない。

- 3 補助事業者のやむを得ない理由により前項に規定する財産を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分申請書(様式10)を三重県産業支援センターに提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を三重県産業支援センターに納付させることができる。

#### (実績報告)

第20条 補助事業者は、補助事業が完了(第15条の規定による補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)したときは、その日から起算して30日を経過した日又は令和7年1月15日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類を添え、実績報告書(様式11)を三重県産業支援センターに提出しなければならない。ただし、三重県産業支援センターが必要と認めるときは、改めて提出期限を定めることができるものとする。

- (1) 事業報告書(別紙1)
- (2) 収支決算書(別紙2)
- (3) 経費明細書(別紙3)
- (4) 出張旅費明細書(任意様式。該当がある場合のみ)
- (5) 取得財産等管理台帳兼取得財産等明細書(任意様式。該当がある場合のみ)
- (6) 支払証拠書類(写し)等
- (7) 補助事業者の住民票又は戸籍の附票(県内在住であることが確認できるもの。写しでも可)
- (8) その他三重県産業支援センターが必要と認める書類

- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うにあたっては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。ただし、免税事業者、簡易課税事業者及び2割特例事業者はこの限りでない。

#### (補助金の額の確定等)

第21条 三重県産業支援センターは、前条第1項の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容(第14条第1項に基づく承認をした場合は、その承認した内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

- 2 三重県産業支援センターは、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されている場合は、期限を付してその超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項に基づく補助金の返還については、第17条第3項及び第4項の規定を準用する。

#### (補助金の支払い)

第22条 補助事業者は、前条第1項の規定により通知された補助金の支払いを受けようとするときは、交付請求書(様式12)を三重県産業支援センターに提出しなければならない。

#### (補助事業に係る経理)

第23条 補助事業者は、補助事業に係る経費について、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含

む。)の日の属する年度の終了後5年間、三重県産業支援センターの要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第24条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書(様式13)により速やかに三重県産業支援センターに報告しなければならない。
- 2 三重県産業支援センターは、前項の報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
  - 3 前項に基づく補助金の返還については、第17条第3項及び第4項の規定を準用する。

(補助事業完了後の報告等)

- 第25条 補助事業者は、別に定める場合を除き、補助事業の終了した年度から5年間、各年度終了後事業化状況報告書(様式14)を作成し、三重県産業支援センターに提出しなければならない。

(立入検査等)

- 第26条 三重県産業支援センターは、補助事業の適正な遂行を確保するため必要があると認めるときは、補助事業者に補助事業の状況等を報告させ、または 三重県産業支援センター職員にその事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(個人情報の保護)

- 第27条 三重県産業支援センターは、本事業の事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(その他)

- 第28条 規則、排除要綱及びこの要領に定めるもののほか、必要な事項については、三重県産業支援センターが別に定める。

附 則

この要領は、令和6年6月28日から施行する。

別表1

地域活性化関連
まちづくりの推進
過疎地域等活性化関連
買物弱者支援
地域交通支援
社会教育関連
子育て支援
環境関連
社会福祉関連
その他の地域課題解決に資する社会的事業

別表2

経費区分	内容
I 人件費	①直接人件費
II 事業費	①店舗・事務所等賃借料
	②設備費
	③原材料費
	④知的財産権等関連経費
	⑤謝金
	⑥旅費
	⑦マーケティング調査費
	⑧広報費
	⑨外注費
III 委託費	① 委託費

別表3

審査項目	説明
①事業の社会性、必要性	起業等をする地域におけるサービス供給の不足等に起因する地域課題解決に資すること。
②事業の事業性、継続性、成長性	提供するサービスの対価として得られる収益によって自立的な事業の継続が可能であると見込まれること。
③デジタル技術の活用	起業等をする者の生産性の向上・機会損失の解消及び顧客の利便性の向上につながるデジタル技術を活用していること。
④事業の新規性・独自性	事業に独自の工夫等があること。また、事業承継又は第二創業の場合、事業承継、第二創業を契機とした新たな取組であること。
⑤事業の実現性・計画性	ターゲットとなる顧客、市場規模、計画する商品やサービス等の現状が十分把握、検討されており、実現性、計画性があること。
⑥経営者としての資質	事業・経営に関する知識、能力、経験等を有していること。